

報告事項No. 2

教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理した事項について、同条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 臨時代理した事項

- (1) 件 名 川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則の制定について
- (2) 内 容 組織改正に伴い、保有個人情報等管理責任者に係る規定の整理を行うもの
- (3) 施行期日 令和7年4月1日

2 臨時代理を行った日

令和7年3月31日

3 臨時代理を行った理由

令和7年4月1日からの組織改正に伴い、同日までに規則の規定を整備する必要があったため

(参考) 川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則 (昭和41年川崎市教育委員会規則第12号)

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情があるときは、前条第1項各号に掲げる事項について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の教育委員会会議に報告し、委員会の承認を受けなければならない。

川崎市個人情報保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

川崎市個人情報保護に関する法律施行細則（令和 5 年川崎市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 号を加える。

（ 6 ） 前各号に掲げる者のほか、委員会が必要と認める者

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

制 定 理 由

組織改正に伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するものである。

川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則 新旧対照表

改正後	改正前
(保有個人情報等管理責任者) 第3条 条例第3条に規定する保有個人情報等管理責任者は、次に掲げる者をもって充てる。 (1) 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則(昭和46年川崎市教育委員会規則第19号)第3条に規定する課の長(室にあっては、担当課長) (2) 川崎市総合教育センター処務規則(昭和61年川崎市教育委員会規則第10号)第4条第1項に規定する室長 (3) 川崎市学校給食センター条例施行規則(平成29年川崎市教育委員会規則第12号)第4条第1項に規定する所長 (4) 川崎市教育機関事務分掌規則(平成3年川崎市教育委員会規則第4号)第5条第1項に規定する教育機関の長。ただし、教育文化会館分館、市民館分館及び図書館分館の長を除く。 (5) 川崎市立学校の長 (6) <u>前各号に掲げる者のほか、委員会が必要と認める者</u>	(保有個人情報等管理責任者) 第3条 条例第3条に規定する保有個人情報等管理責任者は、次に掲げる者をもって充てる。 (1) 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則(昭和46年川崎市教育委員会規則第19号)第3条に規定する課の長(室にあっては、担当課長) (2) 川崎市総合教育センター処務規則(昭和61年川崎市教育委員会規則第10号)第4条第1項に規定する室長 (3) 川崎市学校給食センター条例施行規則(平成29年川崎市教育委員会規則第12号)第4条第1項に規定する所長 (4) 川崎市教育機関事務分掌規則(平成3年川崎市教育委員会規則第4号)第5条第1項に規定する教育機関の長。ただし、教育文化会館分館、市民館分館及び図書館分館の長を除く。 (5) 川崎市立学校の長